

○借換済外貨債の残存無効証券の有効化の

指定について (昭和28年7月22日 藏理第17475号)
(大蔵省理財局長から 現地事務官あて)

1 掲題の有効化手続の簡素化のため、「旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化に関する法律」(昭和26年法律第289号。以下、有効化法という。) 第3条第1項の大蔵大臣の指定の権限に属する事務のうち、現地で有効化の申請があつた次の外貨債について有効化の指定を行う事務は、貴官限りで処理してさしつかえないこととなつたから、通知する。

- (1) 旧外貨債処理法による借換の日以前から引続き連合国人又は連合国法人(借換の日以前から米国籍を有する日本人を含み、仏国人及び仏国法人を除く。)が所有しており、有効化法第3条第1項第1号に該当するもの。
- (2) 旧外貨債処理法による借換の際の所有者から相続により承継し、又は直接に譲渡を受けた者以外の者の現に所有するものであつて、有効化法第3条第1項第4号に該当するもの。但し、米国所在の証券であつて、米国証券取引委員会が行つた

無効証券番号表の公表の時以後に取得されたものを除く。

2 次に、今後の具体的事務の取扱の要領は、次のとおりである。

- (1) 貴官において有効化の指定を行つたときは、財務代理人をして、その指定済証券のエンフエイスを実行せしめ、支払を行わせてさしつかえない。
- (2) 貴官において有効化の指定を行つたときは、別紙甲の指定調書を当局に空送願いたい。その指定調書に基き当局において、有効化法第3条第2項の告示を行うこととし、その告示においては、貴官の指定の日を掲げることとする。
- (3) 有効化指定済証券を、米国証券取引委員会が公表した無効証券番号表から削除する手続については、従来通り、当局において行うこととする。
- (4) 有効化の指定に際しては、必ずしも有効化の申請書を提出させる必要はないが、破棄済証券について指定することがないよう、現物証券の残存については充分確認願いたく、また証券保管者が証券所有者と潜称する例もあるから、この点も出来るだけ立証せしめるようにされたい。

3 なお、本件の有効化手続の簡素化は、主として英國の債券所持人団体からの再三の要請に基くものであるが、指定権限の委任の範囲が極めて限定されたものとなつたのは、旧外貨債処理法による借換の諸資料が当局にのみ存するので、現地においては判断が困難な事情を考慮したことによるものである。即ち、委任の範囲の1.

- (1)において連合国人の所有証券に限つたのは、日本人、旧枢軸国人、中立国人（フランス人を含む。）の所有する証券については、借換の承諾を得ているケースがあるから、申請者の主張が事実関係と符合するか否か当局の資料によつてチェック致したいからである。委任の範囲の1. (2)において借換時の所有者から証券を直接取得した場合を除外したのは、従来、所有者の指示により第三者が譲渡を受けたという形を作つて申請して来る場合が多いからであり、又米国の無効証券番号表公表後の取得についても、情を知つて証券を取得した例があるので現地では指定しないこととした訳である。

現地で指定しないものについては、従来通り、有効化申請書を当局に送達せしめるようされたい。この場合において国籍証明及び米貨債の有効化申請書におけるPublic Notaryの証明の添付は省略して差支えないこととし、必要の場合は、当方から直接本人に徵求することとする。

別紙甲

指 定 調 書

1 外貨債の銘柄	
2 額面総額	
3 券種別	枚 数 記 号 及 び 番 号
4 借換時の所有者（国籍） （現地に交付済の資料による。）	
5 現在の所有者（国籍） （有効化申請者）	
6 取得年月日	昭和 年 月 日
7 借換時の所有者から相続により 承継し、又は直接譲渡を受けた ものでないとの確認の有無	
8 証券が破棄処分を受けずに残存 していることの確認の有無	
9 証券の所在地国	
10 指定の根拠条項	
11 指定年月日	昭和 年 月 日

指定を行つた者の官職 氏

名 捤印